



# 2024年

# マレーシア国家予算案

2023年10月14日



2023年10月13日首相兼財務大臣であるDato' Seri Anwar Ibrahimによって、「MADANI Economy: Empowering the People」をテーマとする総額RM3,938億の2024年度予算案が提出されました。

MADANIの枠組みを念頭に置いて作成された2024年度予算案は、2023年2月に提出された2023年度予算を引き継ぐものとされ、以下3つの点に主な焦点が置かれています：

迅速なサービスのためのガバナンス改善  
成長を促進するための経済構造再編  
国民の生活水準向上

本書、予算案概要では、発表された既存の様々な税制措置のアップデート、新たな税制措置に関して紹介しています。

# 目次

Section	ページ
i. 個人所得税 (Individual Tax)	4
ii. 法人所得税 (Corporate Tax)	6
iii. 税制優遇措置 (Tax Incentive)	10
iv. 間接税 (Indirect Tax)	17
v. 印紙税 (Stamp Duty)	19
vi. その他 (Others)	20
vii. 期間延長、範囲の変更 [Summary of Extension of Time & Revision of Scope]	25

<https://belanjawan.mof.gov.my/pdf/belanjawan2024/ucapan/tax-measure.pdf>

各ページのAppendix番号は上記スピーチ付録資料を参照しています。

---

# 個人所得税 (Individual Tax)

---

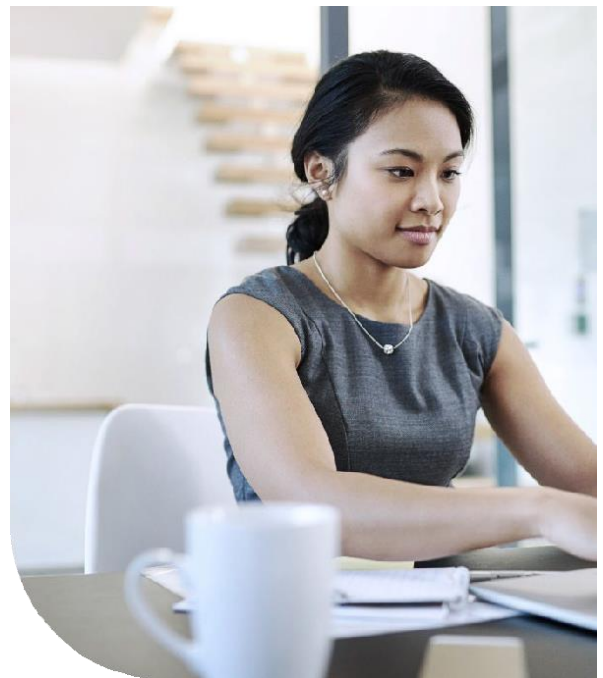
## 1. 女性のキャリア復帰促進税制(Appendix22)

現状、キャリア中断後に復職した女性は、以下の基準を満たした場合、最長12カ月間給与所得に対する所得税の免除を受けることができます：

- i. 2017年10月27日までに、少なくとも2年以上のキャリア中断を経て復職した女性
- ii. 2023年12月31日までに「Talent Corporation Malaysia Berhad」が申請書を受理  
→2018年から2024年の間に受け取った給与所得が免除対象

持続可能な開発目標(SDGs)および女性の労働力増加という“MADANIけいざい政策”の目標に沿って、女性のキャリア復帰プログラムの対象基準を以下のようにすることが提案されています：

2024年1月1日から2027年12月31日までに「Talent Corporation Malaysia Berhad」が申請書を受理することを条件に、2025年から2028年までの間に受け取った給与所得が免除対象



---

# 個人所得税 (Individual Tax)

---

## 2. ライフスタイルに係る出金の所得控除(Appendix3)

現在、書籍、印刷/電子日刊紙、パソコン、スマートフォン、タブレット端末、インターネット購読、スポーツ用品、スポーツジムの会費を含む読書用品の購入に対して、個人納税者に最大RM2,500の所得控除が認められています。

また、RM500を上限として、以下に対する追加的な救済措置が特別に割り当てられる：

- i. スポーツ用品の購入
- ii. スポーツ施設の使用料/入場料の支払い
- iii. スポーツ大会に参加するための登録料。

ライフスタイルに対する減税の限度額と範囲を以下のように再編成することが提案されています：

- i. 最高RM2,500の所得向上の範囲の変更。

範囲を拡大し、語学講座、写真撮影、仕立て教室などの自己技能向上講座の料金を含める。一方、スポーツ用品の購入や体育館の会費は除外する。

- ii. RM1,000を上限とする「スポーツ用品およびアクティビティ」を対象にする特別減税措置を導入。

こちらの範囲には、スポーツ用具の購入費、スポーツ施設の賃貸料または入場料、スポーツ大会への参加登録料、体育館の会費などが含まれます。この控除は、マレーシアのスポーツ委員会または会社委員会に登録され、Sports Development Act 1997に記載されたスポーツ活動を行っている団体/スポーツクラブ/会社にかかるトレーニング料にも適用されます。

適用時期：2024年の課税評価年度以降

# 法人所得税 (Corporate Tax)

## 1. 環境・社会・ガバナンス(ESG)関連支出の税額控除(Appendix10)

ESGは、企業の持続可能性の実践と倫理を評価するための基準であり、環境への影響、社会的責任、ガバナンスの有効性を包含します。ESGへの対応は、持続可能な開発目標の達成に向けた政府の取り組みや努力を支援します。しかしながら、ESG基準への準拠は、1967年の所得税法では税額控除が認められていないため、事業コストが増加します。

持続可能で包括的な開発に向けたESG基準の遵守を企業が促進し、税務におけるガバナンスを強化するため、ESG関連の支出について、各評価年度につきRM5万を上限とする税額控除が以下の通り提案されています：

対象ESG項目	内容
サステナビリティ・レポート・フレームワークの強化	マレーシア証券取引所(Bursa Malaysia)の上場企業によるESGレポート
気候リスク管理とシナリオ分析	マレーシア中央銀行の監督下にある金融機関によるESGレポート
マレーシア内国歳入庁(IRB)の税務コーポレート・ガバナンス・フレームワーク(TCGF)	企業によるTCGF関連報告書の作成
移転価格文書化	企業による移転価格文書の作成
e-Invoiceの導入	零細・中小企業(MSME)によるe-Invoice導入のためのコンサルティング料
ESGに関するあらゆる報告要件	財務省(MOF)が承認した規制当局への企業のESG報告

適用時期：2024年から2027年まで

# 法人所得税

## 2. ラブアン国際ビジネス金融センター (IBFC)におけるイスラム金融活動に対する所得税免除 [Appendix18]

現在、銀行、保険、信託会社などの貿易業務を行うラブアン法人は、監査済みの純利益に対して3%の固定税率で課税され、株式保有などの非貿易業務を行うラブアン法人は、監査済みの純利益に対して0%の固定税率となっています。

また、ラブアン法人は、実質的な要件として、ラブアンにおける常勤の従業員及び年間営業費用に従わなければならないとされています。

IBFCをイスラムおよびシャリア準拠の金融センターとして発展させるための取り組みとして、イスラム・デジタル・バンキング、イスラム・デジタル取引所、イスラム共同体(ummah)関連企業、イスラム・デジタル・トークン発行会社など、イスラム金融関連の取引活動を行うラブアン法人に対し、5年間の所得税全額免除が提案されています。

適用時期：2024年から2028年まで

## 3. 情報通信技術 (ICT) 機器およびコンピュータ・ソフトウェアのキャピタルアローワンス (CA) の見直し [Appendix11]

企業が現在の技術進歩に対して競争力を維持できるよう、キャピタルアローワンスの率を以下のように改定することが提案されています：

対象の資本的支出	CA	
	現在	提案
ICT機器およびコンピュータ・ソフトウェア・パッケージの購入	Initial Allowance : 20%	Initial Allowance : 40%
コンピュータ・ソフトウェアのカスタマイズ開発に関するコンサルタント料、ライセンス料および付随費用	Annual Allowance : 20%	Annual Allowance : 20%

なお、この税率変更により、キャピタルアローワンスの請求期間は4年から3年に短縮されます。

適用時期：2024年分以降



---

# 法人所得税

---

## 4. イスラム証券売買取引(ISB)に対する所得税免除

以下の目的を達成するため、ISSB取引で得た所得に対する所得税の免除が提案されています：

- ISSB取引へのより多くの投資家やブローカーの関与を通じて、株式市場全体の証券取引量と流動性を増加させる。
- 証券貸借に関しても同等の取扱いが行われるようにする。※詳細は追って発表される予定である。

適用時期：2024年の課税評価年度以降

## 5. 特別養護老人ホームの産業建物控除(IBA)

現在、IBAは以下のタイプの建物に与えられています：

- i. 老人介護センターとして使用される建物の建設または購入；
- ii. MSCステータスの認定を受けた企業が使用する建物の建設または購入；
- iii. バイオネクサスのステータス企業が使用する建物の建設または購入；
- iv. 民営化プロジェクトと民間融資イニシアティブの下で建設されて建物；
- v. 幼稚園として建物の建設または購入；
- vi. 託児所として建物の建設または購入；
- vii. Tun Razak Exchange Marquee status の会社が使用している商業ビルの建設または購入

これに加え、マレーシア保健省の認可を受けた高齢者介護施設として使用される建物(改修費用を含む)の建築または購入に関して、各年度の評価額の10%の割合でIBAを与えることが提案されています。

適用時期：2024年1月1日から2026年12月31日まで



# 法人所得税

## 6. 環境保全プロジェクトに対する寄付金控除(Appendix28)

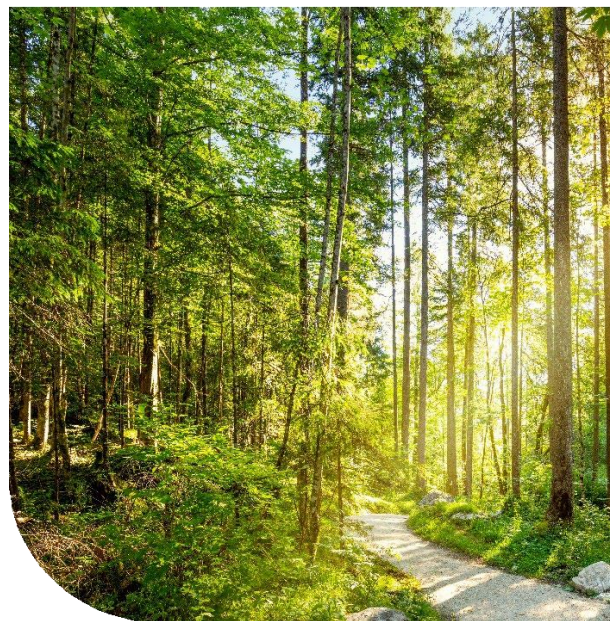
地球規模の気候変動は、マレーシアの自然の持続可能性と生物多様性に対する脅威となっています。この点、マレーシア政府は、2021年から2025年までの1億本植樹キャンペーンのような森林再生活動を含む、環境保全と保護のための様々な取り組みを実施しています。

マレーシア森林研究所(FRIM)は、企業の社会的責任(CSR)プログラムを通じて、植林活動への民間の参加を奨励するとともに、自然を保護することの重要性について国民に意識を植え付け、情報を広めることに関与する政府機関です。

現状、慈善事業や地域社会事業への民間セクターの参加を奨励するため、所得税法第34条(6)(h)に基づき、教育、保健、住宅、貧困層の所得向上、インフラ、情報通信技術、環境保全や保護プロジェクトを含む遺産建造物の維持管理などに関するサービス、公共施設、慈善事業や地域社会事業の提供のために会社が負担した費用について、税額控除が認められています。

これに加え、FRIMが実施するCSRプログラムを支援するため、所得税法第34条(6)(h)に基づき、FRIMが検証した植樹プロジェクトまたは環境保全・保護啓発プロジェクトに関連する活動に貢献または後援する事業体に対し、税額控除を行うことを提案されています。

適用時期：2024年1月1日から2026年12月31日までに財務省が受理した申請書



# 税制優遇措置 (Tax Incentive)

## 1. 新産業マスタープラン(NIMP)2030における再投資インセンティブ(Appendix19)

現在、拡張、多角化、自動化、近代化プロジェクトを実施する製造業および農業関連企業は、所得税法別表 7A に基づき、再投資手当(RA)の対象となっています。該当企業は、発生した適格資本支出の60%をRAとして請求することができ、15年間にわたり法定所得の70%までと相殺することができます。この税制優遇措置は現在も有効です。

RA適格期間を満了した既存企業に対して、NIMP2030の下での高付加価値活動への能力と投資を増加させるため、以下のような税制優遇措置が提案されています：

投資税額控除 (ITA)	ティア1	ティア2
適格資本支出	100%	60%
相殺される法定所得	100%	70%

対象となるITAは、アウトカムベース・アプローチによって決定されます。

適用時期：2024年1月1日から2028年12月31日までにマレーシア投資開発庁が申請を受理した場合。  
※アウトカムベース・アプローチの意味について政府からの明確化が必要です。

## 2. 高成長・高価値(HGHV)部門に対する税制優遇措置

政府は、企業の高エネルギー価値地域への投資を刺激することで、新たな経済クラスターを創出し、マレーシア国内ネットワークの拡大と経済と環境のバランスを確立することを目指しています。そのため、インセンティブの提供に成果に応じた段階を設ける予定です。

これにより、企業はそれぞれのコミットメントに相当するインセンティブを享受することになります。

まず始めに、政府は70%または100%の投資税額控除という形で段階的な再投資税制優遇措置を提供する予定です。

適用時期：段階的再投資税制の詳細について政府からの明確化が必要です。

# 税制優遇措置 (Tax Incentive)

## 3. グリーンテクノロジー税制優遇措置の見直し(Appendix26)

現在、適格とみなされたグリーン活動を行う企業には、以下のような税制優遇措置が与えられています：

i. グリーン投資減税 (GITA)

グリーン活動のための資本支出に対し、3年間100%の投資税額控除。この手当は、法定所得の70%まで相殺することができる。

ii. グリーン所得税免除 (GITE)

a. グリーン・サービス活動に対する法定所得の70%に相当する所得税が3年間免除される。

b. ソーラーリース事業に対する所得税が、最長10年間、法定所得の70%免除される。

2050年までに包括的で持続可能なカーボンニュートラル国家になるというマレーシアの指針に沿って、グリーン技術税制優遇措置を以下のように見直すことが提案されています：

GITAプロジェクト(ビジネス目的)

対象となる活動	GITA	相殺される法定所得の割合	インセンティブ期間
<u>ティア1</u> i. グリーン水素	100%	100%または70	最長10年 (5年+5年)
<u>ティア2</u> i. 統合廃棄物管理 ii. 電気自動車充電ステーション	100%	100%	5年
<u>ティア3</u> i. バイオマス ii. バイオガス iii. ミニ・ハイドロ iv. ジオサーマル v. ソーラー vi. 風力エネルギー	100%	70%	5年

# 税制優遇措置 (Tax Incentive)

## 3. グリーンテクノロジー税制優遇措置の見直し(続き)

GITA資産(自家消費)

対象となる活動	GITA	相殺される法定所得の割合	インセンティブ期間
<u>ティア1:</u> i. 財務大臣が承認した適格資産リスト ii. 蓄電池システム iii. グリーン・ビルディング	100%	70%	2024年1月1日以降に発生した適格資本支出 2026年12月31日
<u>ティア2:</u> i. 財務大臣が承認した適格資産リスト ii. 再生可能エネルギー・システム iii. エネルギー効率	60%	70%	

GITEソーラーリース

ティア	法定所得の免税	インセンティブ期間
>3MW超~10MW以下	70%	5年
>10メガワット超~30メガワット以下		10年

適用範囲:

GITAプロジェクト	2024年1月1日から2026年12月31日までにマレーシア投資開発庁 (MIDA) が受理した申請書
GITAアセット	2024年1月1日から2026年12月31日までの間にグリーンテクノロジー資産を購入するためにマレーシアグリーンテクノロジー・気候変動公社が検証した適格資本支出
GITEソーラーリース	2024年1月1日から2026年12月31日までにMIDAが受理した申請書

---

# 税制優遇措置 (Tax Incentive)

---

## 4. スポーツ教育を含む教育プログラムへの寄付に対する税制優遇措置

十分な知識を持ち、スポーツに精通した将来の世代を育成するため、スポーツ教育を含む教育プログラムを支援する機関、組織、所得税法第44条(6)に基づき承認された基金に寄付を行う個人または企業に対し、総所得の10%を上限とする税制優遇措置を与えることが提案されています。

※詳細は追って発表されます。

## 5. 映画製作会社、外国人映画俳優、映画クルーに対する特別所得税率

マレーシアへの外国映画製作の参入を奨励し、他国が提供する優遇措置に対抗するため、マレーシアで撮影を行う映画製作会社、外国人映画俳優、映画クルーに対し、0%から10%の特別所得税率を提供する予定です。

※特例の適用条件について政府からの明確化が必要です。

## 6. 国際貿易産業省(MITI)とマレーシア投資開発庁(MIDA)の責任拡大

外国投資先としてのマレーシアの優位性を発展させるため、政府はよりインパクトのある投資を誘致する努力を引き続き強化します。ビジネスを促進することを目的とした新しい政策と指令の一つとして、MITIとMIDAの責任を拡大する方針を示しています。

MITIとMIDAの責務は、投資優遇措置の承認に限定されるものではなく、申請から投資が実現するまでの投資に関する問題を促進するために拡大されます。これに伴い、投資・調整行動委員会が設置され、財務大臣を議長とする国家投資会議に報告される予定です。

※詳細は追って発表されます。

# 税制優遇措置 (Tax Incentive)

## 7. グローバル・サービス拠点への税制優遇措置(Appendix20)

現在、政府は、マレーシアを、リスク管理、意思決定、戦略的ビジネス、財務などの中核的なビジネス機能を管理、制御、支援する高価値活動のためのグローバル・ビジネス・ハブに変えることを目的として、プリンシパル・ハブ税制優遇措置を導入しています。この優遇措置は、年間事業支出、フルタイムの高付加価値雇用を提供するなどの一定の条件に従い、0%、5%、10%の税率で所得税が課されるものです。しかし、現行の税制優遇措置は成果主義に基づいていません。

地域のグローバル・サービス部門の主要プレーヤーとしてのマレーシアの競争力を維持し、マレーシアを影響力のある戦略的サービス・ハブとして確立するため、成果主義に基づくグローバル・サービス・ハブ税制優遇措置を以下のように導入することが提案されています：

	新会社		既存会社	
	ティア1	ティア2	ティア1	ティア2
適用年数	5 + 5		5	
税制優遇措置	税率5%	税率10%	付加価値所得への税率5%	付加価値所得への税率10%
適用される所得の種類	i. サービス収入 ii. サービスおよび貿易収入。			
対象サービス & 追加サービス	以下の活動を行う： i. 地域損益/経営管理ユニット； ii. 戦略的事業計画； iii. 企業開発 iv. 以下のサービス・カテゴリーに該当する2つの活動： a. 戦略的サービス b. ビジネスサービス c. シェアード・サービス d. その他のサービス			
条件（成果主義）	i. 年間営業支出； ii. 価値の高い正社員； iii. 最低月給35,000リンギットのC-Suite； iv. 地元の付帯サービス； v. 高等教育機関/TVETとの協力； vi. マレーシアの学生/市民のためのトレーニング； vii. 環境、社会、ガバナンスの要素 viii. 財務大臣が定めるその他の条件。			



---

# 税制優遇措置 (Tax Incentive)

---

## 7. グローバル・サービス・ハブのタックス・インセンティブ (続き)

各会計年度において企業が享受できる法人税率の適格性は、アウトカムベース・アプローチに基づいて決定されます。

さらに、グローバル・サービス・ハブ税制優遇措置で承認された新会社に任命された、月給RM35,000以上の要職/上級職にある非マレーシア市民3名に限定し、3年間15%の所得税率を適用することが提案されています。

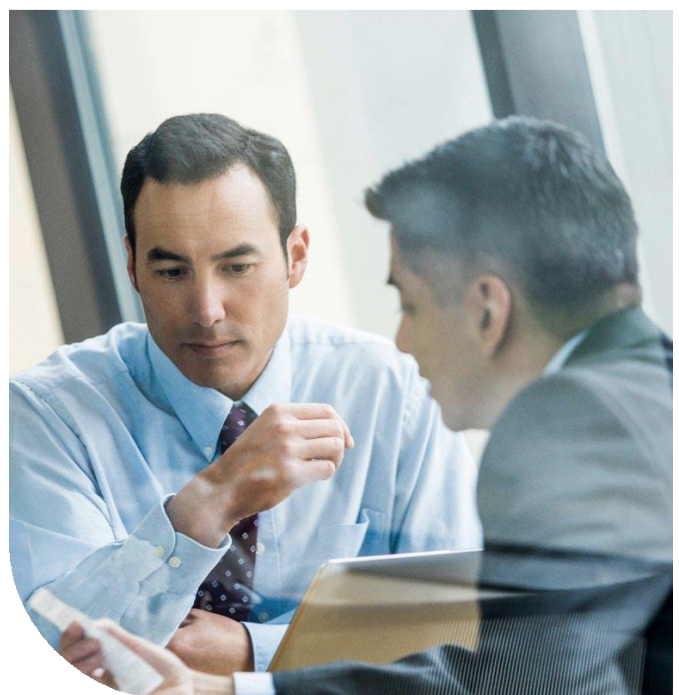
適用時期：2023年10月14日から2027年12月31日までにマレーシア投資開発庁が申請書を受理

※アウトカムベース・アプローチの意味について政府からの明確化が必要になります。

## 8. PENGERANG 総合石油コンビナート(PIPC)に対する税制優遇措置

高価値活動のエコシステムを支援するため、PIPCを化学・石油化学分野の開発ハブに変貌させ、特別所得税率や投資税控除といった形で税制優遇措置を講じることが提案されています。

※税制優遇措置の条件について政府からの明確化が必要になります。





# 税制優遇措置 (Tax Incentive)

## 9. 自主的炭素市場に対するさらなる税控除(Appendix29)

1965年会社法に基づいて設立された居住者会社は、認証排出削減量（Certified Emissions Reduction）の販売から受け取る収入に対する所得税の支払いが免除されます。この免除は、2008年から2012年まで適用されます。

2022年、マレーシア証券取引所はブルサ・カーボン取引所（BCX）として知られる自主的炭素市場（VCM）を立ち上げました。この機関は、炭素開発プロジェクト所有者と低炭素慣行への移行を目指すあらゆる企業との間で炭素クレジット取引を行うための自主的なプラットフォームとして機能します。炭素取引会社の炭素プロジェクト開発に関連する支出は、所得税法第33条(1)により税額控除が認められています。

2050年までにカーボンニュートラル国家を目指す政府の意向に沿い、また、より多くの企業のVCMへの参加を促進するため、炭素プロジェクトの開発に関連する開発および測定・報告・検証に要した費用について、30万リングットを上限とするさらなる税額控除を企業に与えることが提案されています。この税額控除はBCXで取引される炭素クレジット収入から控除されます。

炭素プロジェクトの開発は、マレーシア証券取引所が認める国際標準化団体に登録されなければならない、炭素プロジェクトの開発にかかる支出は、マレーシア・グリーン技術・気候変動公社（MGTC）の認証を受けなければなりません。

適用時期：2024年1月1日から2026年12月31日までにMGTCに申請された内容



# 間接税

## 1. 製造補助用品に係る輸入関税および売上税の免除(Appendix30)

製造補助品とは、完成品の製造工程を加速、改善、補完、完成させるために製造工程で使用される物品を指すが、完成品の一部ではありません。

現在、製造業者は、関税法および売上税法に基づき、製造補助器具の輸入および現地購入に対する輸入関税および売上税の免除を受けることができません。

製造業の競争力を強化するため、業種や品目に応じて、製造補助剤の輸入および現地購入にかかる輸入関税と売上税を免除することが提案されています。

適用時期：2024年1月1日以降

## 2. 加糖飲料の物品税率(Appendix32)

加糖飲料に対する物品税は、糖分の閾値に基づき1リットル当たり0.40リングットの税率で、2019年7月1日から以下の飲料に適用されています：

関税コード	飲料の種類	糖度の閾値
22.02	砂糖その他の甘味料を添加した炭酸飲料、フレーバー飲料、その他のノンアルコール飲料を含む飲料	>5グラム/100ミリリットル以上
	乳糖含有フレーバー乳飲料	>7グラム/100ミリリットル以上
20.09	砂糖またはその他の甘味料を含むか否かを問わず、フルーツ・ジュースおよび野菜ジュース	>12グラム/100ミリリットル以上

国民の健康と福祉を向上、糖尿病と肥満を防止する方針に沿うため、上記の砂糖入り飲料の物品税率を1リットル当たり0.50リングットに引き上げることを提案されています。

適用時期：2024年1月1日以降

# 間接税

## 3. 噛みタバコの物品税(Appendix33)

噛みタバコや嗅ぎタバコなどの無煙タバコ製品には、以下のように輸入関税、物品税、消費税が課されています：

関税の種類	噛みタバコ	嗅ぎタバコ
輸入関税	5% + RM50/キログラム	5% + RM40/キログラム
物品税	該当なし	5% + RM27/キログラム
売上税	10%	10%

国民の健康と福祉を向上させるため、また、噛みたばこを摂取するリスクは喫煙と同じであることを考慮し、関税コード2403.99.5000の噛みたばこ製品に5%+RM27/キログラムの物品税を課することを提案しています。

適用時期：2024年1月1日以降

## 4. サービス税率の引き上げ

2011年1月1日以前は、サービス税は5%の税率で課税が始まり、2011年1月1日より6%に引き上げられました。2018年9月1日にサービス税が再導入されたあと、税率は現行6%です。

この点、サービス税率を6%から8%に引き上げることが提案されています。この税率引き上げは、飲食および電気通信サービスには適用されません。

※詳細は追って発表されます。

## 5. 課税サービスの範囲拡大

サービス税の課税対象となるサービスの範囲を拡大し、物流、仲介、引受、カラオケサービスを含めることが提案されています。

※詳細は追って発表されます。

# 印紙税

## 1. 外国人の不動産所有に対する印紙税(Appendix17)

現在、外資系企業および市民権を持たない個人（マレーシア永住権保持者を除く）はマレーシアで不動産を所有することが認められており、譲渡証書にはマレーシア国民に課されるのと同じ従価税の印紙税が以下のように課されます：

売却価格／不動産の時価（いずれか高い方）	印紙税率
最初の10万リンギット	1%
次ページ 100,001～500,000リンギット	2%
次ページ 500,001～1,000,000リンギット	3%
次ページ RM1,000,001以上	4%

不動産価格抑制措置の一環として、外資系企業および市民権を持たない個人（マレーシア永住権保持者を除く）が実行する不動産譲渡証書に一律4%の印紙税を課することが提案されています。

適用時期：2024年1月1日以降の不動産譲渡証書

## 2. 権利放棄による不動産所有権移転の印紙税(Appendix16)

現在、印紙税法第1表第32項(j)に基づき、相続財産を含む不動産所有権の移転に関しては、遺言または分配法に従い、所有権が管理者から適格受益者に移転される場合、RM10の固定印紙税が課されます。ただし、適格受益者がその権利を他の適格受益者または非受益者に放棄した場合、印紙税法第1別表第66号(c)に基づき従価税が課されます。

国民の繁栄を優先し、思いやりの価値を育むというマダニに沿うため、遺言または分配法に従い、適格受益者がその権利を他の適格受益者に放棄する不動産所有権の譲渡には、10リンギットの固定税のみが課されることが提案されています。

適用時期：2024年1月1日以降の不動産譲渡証書

# その他

## 1. 高額商品税

政府は、宝飾品や時計など特定の高額商品に対して5%から10%の税率で高額商品税を導入する新法を制定することを提案しています。税率は商品の基準価格に基づいて決定されます。

政府は以前、2023年度予算案で贅沢品税(奢侈税)という言葉を使用していました。当税の導入が以前の提案の見直しであるかどうかの明確化と、導入時期についての更なる発表を待つ必要があります。

## 2. 連邦準州におけるエンターテイメント税免除(Appendix31)

現在、映画館での映画上映だけでなく、テーマパーク、舞台公演、スポーツイベント、競技会などの娯楽施設やイベントへの入場料にも25%のエンターテイメント税が課せられています。

国のクリエイティブ産業の発展を支援し、文化的団結を育み、家族の絆を強化するため、連邦直轄領で開催される特定の種類のエンターテイメントに対し、現行のエンターテイメント税率を以下の通り免除することが提案されています：

エンターテインメントの種類	エンターテイメント税率	
	現在	免除後
国際的アーティストによるステージ・パフォーマンス/ライトショー/サーカス	25%	10%
映画上映(シネマ)/劇場		
展示会/動物園/水族館		
スポーツイベント/eスポーツ/ボウリング/スヌーカー/プール/ビリヤード/カラオケ	25%	5%
テーマパーク/ファミリー・レクリエーション・センター/屋内ゲームセンター/シミュレーター		
地元アーティストによるステージ・パフォーマンス	25%	0%

適用時期：2024年1月1日から2028年12月31日までに財務省が受理した申請書

# その他

## 3. eインボイス導入スケジュール

現在のところ、電子請求書の導入スケジュールは以下の通りです：

対象納税者	実施スケジュール
年間売上高または収益が1億リングット以上	2024年6月1日より
年間売上高または収益が5,000万リングット以上1億リングット未満	2025年1月1日より
年間売上高または収益が2,500万リングット以上5,000万リングット以下	2026年1月1日より
すべての納税者と特定の非事業者取引	2027年1月1日より

政府は、寄せられた意見を考慮し、納税者がe-インボイスを導入するための十分な時間を確保するため、以下のとおりスケジュール変更することを決定しています：

対象納税者	実施スケジュール
年間売上高または収益が1億リングット以上	2024年8月1日より
その他の所得区分 ・ 年間売上高または収益が5,000万リングットを超え、1億リングット以下であること； ・ 年間売上高または収益が2,500万リングットを超え、5,000万リングット以下であること； ・ すべての納税者と特定の非事業者取引	2025年7月1日までの包括的実施を目標に段階的に実施 {従前の2027年1月1日ではなく、より早い実施スケジュールのため、IRBからの説明に注意が必要}

さらに、電子請求書の導入をサポートするため、納税者番号（TIN）の使用が拡大される予定です。

※詳細は追って発表されます。



# その他

## 4. 所得税法第44条第6項に基づき承認された機関/組織/基金に関する条件見直し(Appendix6)

現在、所得税法第44条(6)の認可を受けた機関/組織/基金が遵守しなければならない条件の中には、以下のようなものがあります：

- i. 前年度に得た収入の少なくとも50%を、翌年度に機関・団体の目的を達成するための活動に支出しなければならない。
- ii. 団体または組織は、評価年度の初日において、その累積資金の25%以下を使用することを条件に、事業に参加することが認められる。得られた収入はすべて、福祉目的を達成するための基金に還元されなければならない。

所得税法第44条第6項に基づき承認された機関/組織/基金の税務コンプライアンスを強化するため、承認条件を以下のように見直すことを提案されています：

- i. 承認された機関/組織/基金の収入が持続可能であることを保証するため、事業活動への参加に対する25%以下の累積資金利用限度額を35%まで引き上げる；
- ii. 1967年所得税法第44条(6)の優遇措置を継続的に受けるために、機関/組織/基金は以下のオプションのいずれかを選択することができる：

オプション	累積資金の活用	慈善活動支出の閾値
1	最大25	少なくとも50
2	25%以上35%以下	少なくとも60

- iii. 承認条件は、ガイドラインおよび内国歳入庁長官（DGIR）による機関/組織/基金への承認書簡に定められている。これらの条件に違反した場合、内国歳入庁は所得税法第44条第6項に基づき、その有効期間中、機関/団体/基金に対する承認を取り消すことはない。承認ステータスが維持されるのは、承認期間中、寄付者が機関/団体/基金への寄付に対する税控除を受けられることを保証するためである。
- iv. 承認期間内に条件違反があった場合、当該機関/団体/基金は免税の対象外となり、DGIRは、条件違反があった年に当該機関/団体/基金が受け取ったすべての所得に対して税務調査を行う。

適用時期：2024年の評価年以降



# その他

## 5. 非上場株式の処分にかかるキャピタルゲイン税（CGT） [Appendix9]

現在、不動産および不動産会社の株式の処分益に対する課税は、1976年の不動産譲渡益課税法に基づき、保有期間に応じて10%から30%の税率で課せられています。不動産会社の株式を除く株式の処分益には課税されません。

2023年予算案で発表された、企業の非上場株式処分に対するCGTの実施に伴い、CGT税率を以下のように課することが提案されています：

株式取得日	CGT税率
2024年3月1日以前	納税者が以下から選択： i. 株式処分の純利益に対して10%。 ii. 売上総額の2%。
2024年3月1日より	株式処分差益の10%

CGTの円滑な実施と事業コスト削減のため、以下の活動に関連する株式の処分についてCGT免除を与えることも提案されています：

- i. マレーシア証券取引所による新規株式公開の承認
- ii. 同一グループ内での株式再編。

適用時期：2024年3月1日から



---

# その他

---

## 6. グローバルミニマム税の実施

2022年6月3日、マレーシア財務省と経済協力開発機構(OECD)は、OECDのBEPS2.0のアプローチのマレーシアでの協議していること発表しています。OECDの2本柱アプローチは、租税回避行為によって引き起こされる利益移転と税源浸食、およびグローバル経済のデジタル化の進展によってもたらされる課題に対処することを目的としています。

2つの柱は以下の通り：

- 第一の柱は、年間売上高が200億ユーロを超え、利益が10%を超える多国籍企業グループの利益の一部に対する課税権を、その顧客が所在する法域、すなわち市場法域に再配分しようとするものである。
- 第二の柱は、直前の4事業年度のうち少なくとも2事業年度の売上高が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業（MNC）に対し、税率15%のグローバルミニマム税を新たに導入するものである。この最低税率は、多国籍企業が事業を行う各法域で適用され、利益と納税額に基づいて計算される。ある法域における多国籍企業の超過利益（GloBEの原則に基づいて計算される）が最低税率の15%を下回って課税される場合、上乘せ税が課される。

2024年予算演説では、政府は2025年にグローバルミニマム税を導入する予定であり、世界所得が7億5,000万ユーロ以上の企業にのみ適用されると発表されています。

政府は、国際レベルでのグローバルミニマム税の進展を引き続き注視していくと発表しています。

※詳細は追って発表されます。

# 期間延長および範囲変更の概要

## 個人所得税

説明	期間延長	スコープの改訂
1. 従業員が受け取る、または雇用主が託児所に直接支払う託児手当に対して年間最大2,400リンギットまで所得税の免除	該当なし	<ul style="list-style-type: none"><li>免除額を年間3,000リンギットに増額</li></ul> 発効日：2024年より
2. 以下の医療費に対し、最高10,000リンギット所得控除がある： <ul style="list-style-type: none"><li>納税者、配偶者、子供の重病；</li><li>納税者または配偶者のための不妊治療；</li><li>納税者、配偶者または子供の予防接種（最高1,000リンギット）；</li><li>納税者、配偶者または子供のための自己検査キットの購入を含む、精密検査、精神衛生検査、Covid-19検出検査（最高1,000リンギット）。</li><li>自閉症、ダウン症、特定学習障害などの学習障害を持つ子供（18歳以下）の診断およびリハビリテーション治療（最高4,000リンギット）</li></ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"><li>マレーシア歯科医師会に登録された歯科医師による歯科検診および治療費を含む（最高1,000リンギット）</li></ul> 発効日：2024年より
3. スキルアップおよび自己強化コースの受講料に対する所得控除（合計7,000リンギットの教育費所得控除の内訳として最大2,000リンギット）。	3年 適用時期：2024年から2026年まで	該当なし
4. 電気自動車（EV）用充電設備の設置、レンタル、購入（レンタル購入設備や加入料を含む）に関連する費用に対する所得控除（最高2,500リンギット）。	4年 適用時期：2024年から2027年まで	該当なし

# 期間延長および範囲変更の概要

## 個人所得税

説明	期間延長	スコープの改訂
5. 両親の治療費、特別なコース、介護費用に対する所得控除（最高8,000リンギット）	該当なし	<ul style="list-style-type: none"><li>両親の健康診断を含む（最高1,000リンギット）</li></ul> 発効日：2024年より
6. 帰国専門家プログラムに対する税制優遇措置 <ul style="list-style-type: none"><li>連続5年間の所得税率は一律15%。</li><li>完成車（CBU）購入時の輸入関税および物品税の免除、またはノックダウン車（CKD）購入時の物品税の免除。</li></ul>	4年 有効期限：2024年1月1日よりタレント・コーポレーション・マレーシア・ベルハドにて申請受理 2027年12月31日まで	CBU車購入時の輸入関税および物品税の免除を除外された



# 期間延長および範囲変更の概要

## 法人税

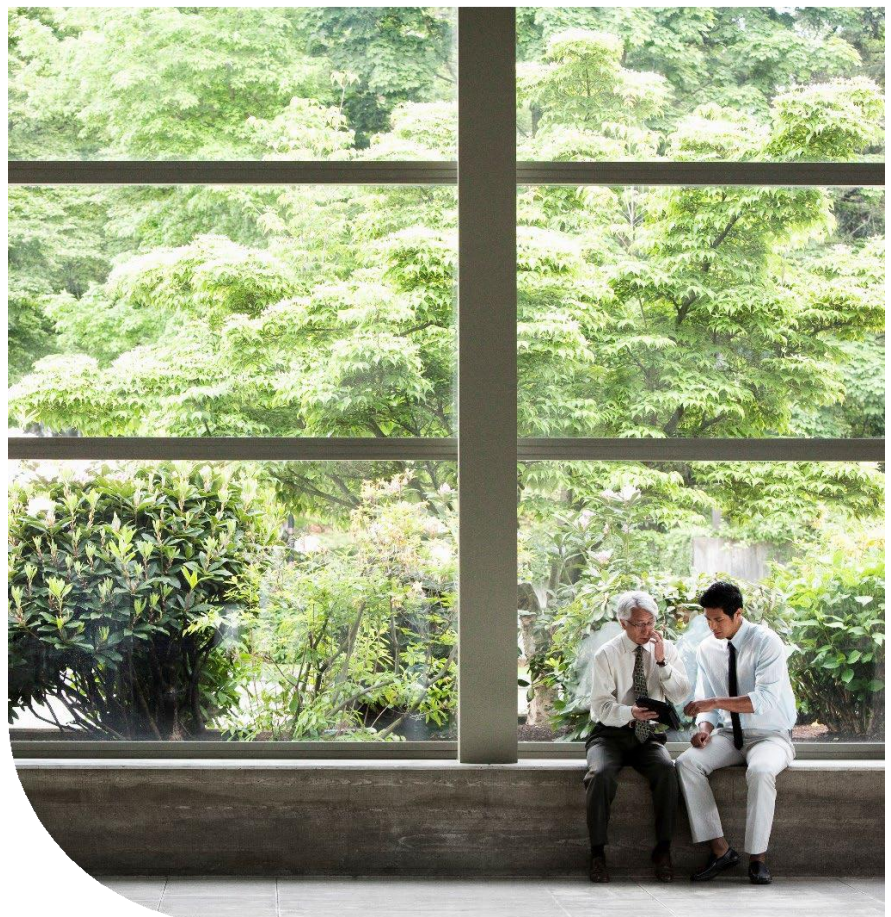
説明	期間延長	スコープの改訂
1. Shariahに準拠したファンド・マネジメント・サービス会社（マレーシア証券委員会承認）は、以下の場合、ファンド・マネジメント・サービスからの法定所得に対する所得税が100%免除される： <ul style="list-style-type: none"><li>マレーシアの外国人投資家</li><li>地元の投資家</li><li>マレーシアの事業信託投資家または不動産投資信託（REIT）投資家</li></ul>	4年  適用時期： 2024年から2027年まで	<ul style="list-style-type: none"><li>ファンド・マネジメント・サービスからの法定所得に対する所得税免除を60%に改定する。</li></ul>
2.2023年から2025年まで、非商用電気自動車（EV）のレンタルに最高30万リンギットの所得控除。	2年  適用時期： 2026年から2027年まで	該当なし
3. ソーシャル・エンタープライズの全所得に対する所得税が最長3年間免除される。	2年  発効日1月1日より財務省に申請 2024年1月～31日 2025年12月	該当なし
4.持続可能な責任投資（SRI） Sukuk助成金および債券助成スキームに関する所得税免除	該当なし	<ul style="list-style-type: none"><li>マレーシア証券委員会（SC）が承認したASEANサステナビリティ連動債基準に基づき発行されたSRI連動 Suk Grantsおよび債券を含む。</li></ul> 有効期限2024年1月1日から2025年12月31日までにSCが受理したもの



# 期間延長および範囲変更の概要

## 法人税

説明	期間延長	スコープの改訂
5.SRIファンドの運用報酬収入に対する非課税措置	4年 適用時期： 2024年から2027 年まで	該当なし
6.SRI Sukuk発行の税額控除	4年 適用時期： 2024年から2027 年まで	該当なし



# 期間延長および範囲変更の概要

## タックス・インセンティブ

説明	期間延長	スコープの改訂
1.個人投資家向け株式クラウドファンディングに対する税制優遇措置	3年 発効日：2024年1月1日以降の投資について 2026年12月31日まで	・ リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップのノミニー会社を通じて個人投資家が行った投資を含む。
2. 製造業、サービス業、農業分野における自動化に対する税制優遇措置 ・ 適格資本支出の最初の1,000万リンギットにつき、100%の加速資本控除と自動資本控除。 ・ 自動化の範囲にインダストリー4.0の要素の適応を含める。	該当なし	プランテーション・コモディティ省（KPK）傘下のコモディティ部門を含む自動化に対する税制優遇措置  有効期限2023年10月14日から2023年10月31日までにKPKが受理した申請書 2027年12月
3.エンジェル投資家に対する税制優遇措置	3年 発効日：2024年1月1日から投資開始 2026年12月31日まで	該当なし



Grant Thornton Taxation Sdn Bhd は、専門の税務スペシャリストチームを通じて、包括的な税務サービスを提供しています。当チームは膨大な専門知識を有しており、クライアントに実践的で費用対効果の高い税務ソリューションを積極的に提供し、付加価値を高めることを可能にしています。個人であれ法人であれ、老舗企業であれ成長企業であれ、私たちは以下のようなサービスを提供することができます。

国内および国際的な税務サービスを多数提供しています。

#### 私たちの専門知識

- 税務コンプライアンス
- 税務コンサルティング
- 税務調査
- 税制優遇措置の申請
- 移転価格税制
- 国際税務
- グローバル・モビリティ
- 業務処理
- 間接税
- 税務研修 & セミナー
- 雇用許可証 & プロフェッショナル・パス申請

# お問い合わせ & セミナー開催

ご不明点がございましたら以下までお問い合わせください。

Japanese Co-Ordinating Director  
高木 俊彦 公認会計士(日本)

Tel: +60 (0)3 2692 4022 (代表番号)

Mobile: +60 (0)14 948 5710

Email: [toshihiko.takagi@my.gt.com](mailto:toshihiko.takagi@my.gt.com)

## 2024年度Grant Thornton・ビジネスセミナー

～2024年度マレーシア予算案と会計税務に関する最新動向～

海外事業の運営にあたり、その国のマクロ環境、政府の方針及び最新の税制改正を理解することが、適切な経営判断を行う上で非常に重要です。

本書の詳細含めの政府予算・税制改正及びマレーシアにおける会計・税務の最新動向を開講するセミナーを開催いたします。ご興味のある方は是非ご参加頂き、今後の事業運営にお役立て頂きますと幸いです。

09.30am	会場受付	開催場所	クアラルンプール
10.00am	2024年度予算案の解説		Sheraton Imperial Kuala Lumpur Hotel 8 <sup>th</sup> Floor
10.40am	休憩		Jalan Sultan Ismail, Kuala Lumpur, Malaysia, 50250
10.50am	税制改正の内容に関して	開催日時	2023年11月2日 (木)
11.50am	質疑応答		マレーシア時間 10時～12時
12.00pm	終了	開催方式	現地対面式
		定員	30名

- ・右記QRリンクもしくは以下URLよりお申込みいただきますようお願い申し上げます。
- ・お申し込み受付後、ご記入いただいたE-mailアドレスに申込受付完了をご連絡いたします。
- ・なお、参加人数に制限がございますので、お早めにお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

<https://www.grantthornton.jp/seminar/active/20231002/>



